

札幌市火葬場に係る
料金制度の考え方（素案）について
皆様の御意見を募集します

～ パブリックコメントの実施 ～

意見募集期間
令和6年(2024年)11月15日(金)から 令和6年(2024年)12月16日(月)まで【必着】

札幌市では、年々少子高齢化が進み、超高齢社会が進展していくことに伴い、今後は多くの方々が寿命を迎えられる「多死社会」が訪れることが避けられない状況です。

このため、本市では、「札幌市火葬場・墓地のあり方基本構想」及び「札幌市火葬場・墓地に関する運営計画」（以下「運営計画等」という。別添参照）を定め、同基本構想第4章及び同運営計画第3章の2に基づき、多死社会において生じると予想される火葬場の課題解消に取り組んでいます。

この度、運営計画等に基づき火葬場における料金制度を見直すに当たって、料金制度の考え方について素案をまとめましたので、広く市民の皆様にお知らせするとともに、考え方についての御意見を募集します。

今後、お寄せいただいた御意見を考慮した上で、市議会に札幌市火葬場条例改正案を上程する予定です。いただいた御意見の概要と御意見に対する市の考え方については、御意見の募集期間終了後に取りまとめ、ホームページ等で公表いたします。

令和6年（2024年）11月

札幌市保健福祉局ウェルネス推進部施設管理課

市政等資料番号
02-F08-24-2244

意見募集要項

1 意見の募集期間

令和6年(2024年)11月15日(金)～令和6年(2024年)12月16日(月)必着

2 意見の提出方法

(1) 郵送・持参・ファクスの場合

「御意見記入シート」又はこれに準じた様式に記入し、下記5の提出先までお送りください。

※ 持参の場合、受付時間は平日の8:45～17:15です。

(2) 電子メールの場合

件名を「火葬場料金制度について」とし、本文に「お名前、御年齢、御住所、御意見」を記入し、下記5のアドレスに送信してください。

※ 電子メールに、ファイルは添付しないでください。

(3) ホームページの意見募集フォームの場合

以下のURL又は二次元コードから本市ホームページを開き、必要事項を入力し、送信してください。

【URL】

https://www.city.sapporo.jp/kenko/wellness/bochi_kasou/pubcome_form.html

【二次元コード】



3 意見の提出に当たっての留意事項

- ・ 電話や口頭での御意見の受付や、御意見に対する個別回答は行っておりません。
- ・ 御意見の提出に当たっては、お名前(必須)・御住所(必須)・御年齢を記入してください。御意見の概要を公表する際には、お名前や御住所は公開いたしません。
- ・ お名前・御住所・御年齢は、御意見の集計以外の目的に使用することはありません。個人情報の保護に関する法律及び札幌市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定に従い、適切に取り扱います。

4 資料の配布場所

配布場所・閲覧場所
市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー
市役所本庁舎1階 パンフレットコーナー
札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課(中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階)
平岸霊園管理事務所、里塚霊園管理事務所
各区役所 市民部総務企画課広聴係
各まちづくりセンター

5 意見の提出先・お問い合わせ先

札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課
住所:〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階
TEL:011-211-3518 / ファクス:011-211-3521
電子メール:h-shisetsukanri@city.sapporo.jp

火葬場料金制度見直しの背景

1 札幌市内の火葬場の概要

札幌市には、里塚斎場と山口斎場の2か所の火葬場があります。



【里塚斎場】

供用開始：昭和 59 年
火葬炉数：30 基
運営方法：市直営(一部委託)



【山口斎場】

供用開始：平成 18 年
火葬炉数：29 基
運営方法：PFI 事業(民間企業による運営)

昭和 50 年以降、お亡くなりになられた時点で札幌市に住所を有していた方について火葬炉を使用するときは、無料にて火葬を行ってきました(札幌市火葬場条例第3条)。

そのため、現在の火葬場は、特別控室の使用料及び市民以外の火葬炉使用料の収入のほか市税などにより運営しています。

【現在の料金制度】

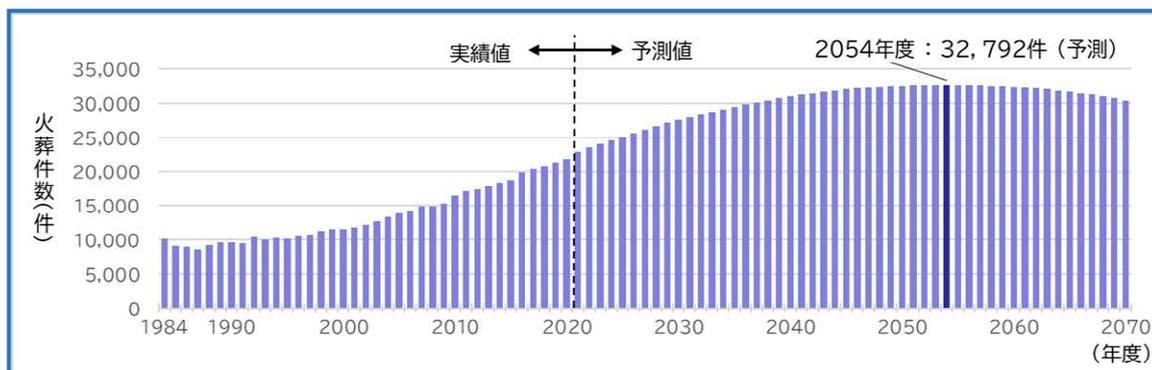
	火葬炉使用料 (12 歳以上の火葬)	特別控室使用料
市民	無料	23,000 円
市民以外	49,000 円	23,000 円

※ 市民か市民以外かは、お亡くなりになられた方の住所によります。

2 札幌市内の火葬場の課題

(1)火葬件数の増加

札幌市の火葬件数は年々増加してきており、市民の火葬炉使用料を無料化した昭和 50 年(1975 年)当時は年間約 5,000 件でしたが、現在は年間約 26,000 件に達し、さらに令和 36 年(2054 年)頃には年間約 32,800 件に至ると予測されています。



【図-年間火葬件数の推移】

(2) 運営経費の高騰

火葬炉は、1,000℃近い燃焼と冷却を繰り返すため、20年に1回程度の頻度で大規模改修等が必要です。里塚斎場は令和16年(2034年)以降に改修若しくは建替えが、山口斎場は令和18年(2036年)以降に大規模改修が必要となりますが、運営計画策定時の試算では、里塚斎場の次期整備に二百数十億円かかると想定されています。

また、火葬件数の増加に伴い燃料消費量等が増えていることに加え、昨今の物価高騰などにより、今後も運営経費の増加が見込まれています。

(3) 特別控室使用率の低下

近年、近い親族のみで行う小規模な葬儀が増えるなど、葬送のあり方が多様化しています。会葬者が少ない場合などは特別控室を使用しないという方も増えてきており、火葬場収入の多くを占めている特別控室の使用率が減少しています。

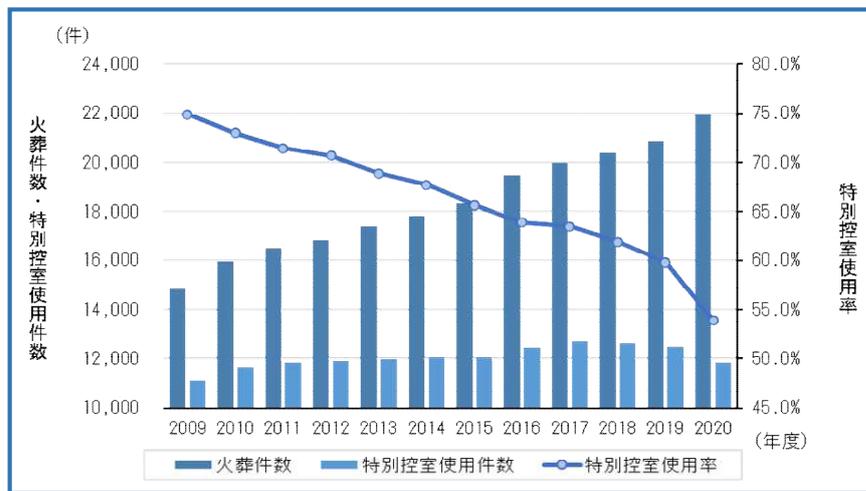
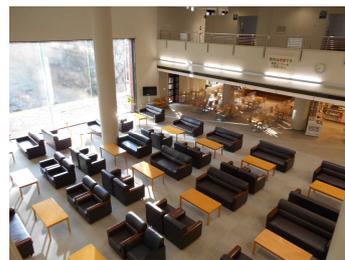


図-火葬件数、特別控室使用件数・使用率の推移

また、特別控室の使用率低下に伴い、待合ロビーの混雑が常態化しています。



【特別控室】



【控室 (待合ロビー)】

3 火葬場収支の現状

令和5年度(2023年度)の火葬場の総支出額は約15億円、そのうち約10億円がランニングコストである人件費及び物件費となっています。一方、収入は約4億円であり、ランニングコストだけでも約6億円不足している状況です。

これらの課題や現状を背景として、今後も火葬場を安定的に運営し、遺族に寄り添った視点での対応を続けるため、火葬場の料金制度を見直すことといたしました。

料金制度の考え方(素案)

1 市民の火葬炉使用料及び特別控室使用料について

札幌市では、安定して火葬場を運営できるよう、これまで市民の使用においては無料であった火葬炉使用料についても御負担いただく考えです。

しかしながら、火葬場は誰もがいつかは使用する施設であり、民間の代替施設がないことから、一定程度、市民の使用に係る経費を市も負担すべきであると考えます。

そのため、市民の火葬炉使用料として御負担いただく経費は、火葬場の建設費を除いたランニングコストである人件費と物件費のみとし、そのうちの一部を使用者に御負担いただくこととします(料金等に係る参考資料は、別添のとおり)。

また、特別控室については、より多くの方に使用していただき、火葬の待ち時間を心穏やかに過ごしていただけるよう、使用者アンケートや他都市の事例を参考に、現在の特別控室使用料を減額することとします。これにより特別控室の使用率向上を図り、新たな設備投資を行うことなく、待合ロビーの混雑緩和にもつなげてまいります。

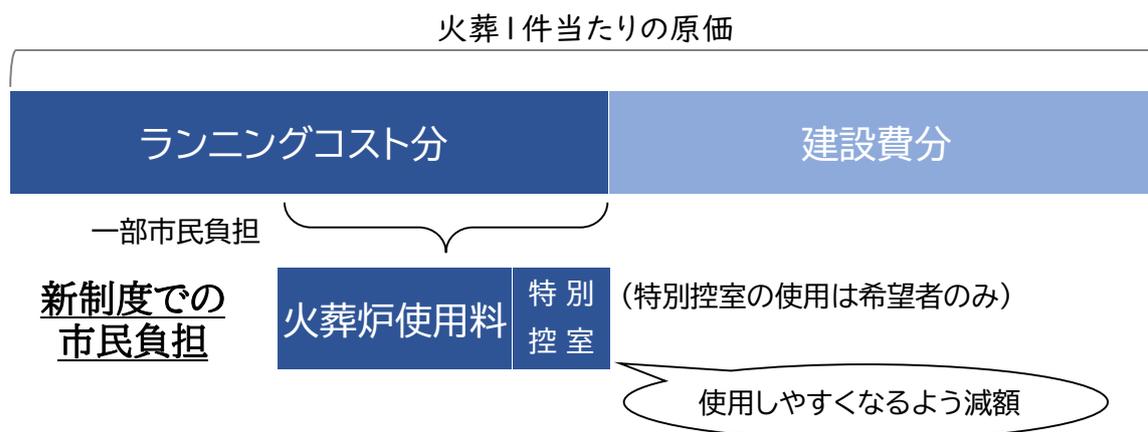
【市民の火葬炉使用料として御負担いただく経費の考え方】

ランニングコスト(人件費+物件費)の一部

【市民特別控室使用料の考え方】

多くの方が使用しやすくなるよう減額する

【イメージ図】



2 市民以外の火葬炉使用料及び特別控室使用料について

これまで市民以外が火葬場を使用する場合は、建設費（減価償却費）を含めた火葬場の運営経費を御負担いただき、今後も引き続き人件費、物件費及び建設費の全てを御負担いただく考えです。なお、近年の経費高騰を加味し、現在の経費に見合った金額とします。

また、市民の特別控室使用料については減額する考えですが、市民以外については、使用者負担の考え方を継続し、料金水準については現状維持とします。

【市民以外の火葬炉使用料として御負担いただく経費の考え方】

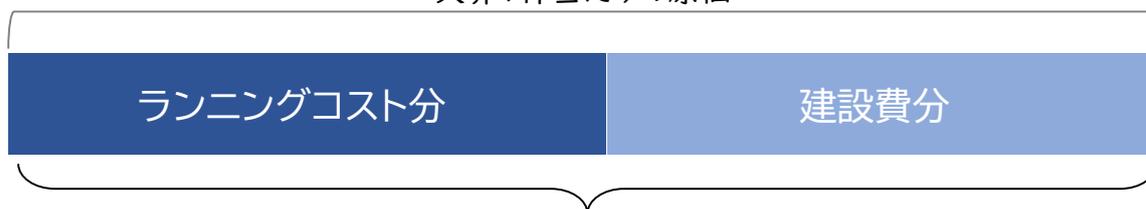
ランニングコスト(人件費+物件費)の **100%** + **建設費**

【市民以外の特別控室使用料の考え方】

現在の料金水準を**維持**

【イメージ図】

火葬1件当たりの原価



新制度においても、市民以外は全ての経費を負担

(特別控室の使用は希望者のみ)

3 今後のスケジュール

パブリックコメント実施後、令和6年度(2024年度)中に札幌市議会への札幌市火葬場条例の改正案の上程を予定しており、同議会において可決された場合には、令和7年度(2025年度)に市民の皆様へ広報等による周知を行い、令和8年度(2026年度)から新料金制度を施行する予定です。

令和6年度(2024年度)	札幌市火葬場条例の改正
令和7年度(2025年度)	新料金制度の周知
令和8年度(2026年度)	新料金制度施行

札幌市火葬場に係る料金制度の考え方について
御意見記入シート

氏名	(必ず記入)	年齢	
住所	(必ず記入)		
意見	(どの項目に対する御意見が分かるように御記載ください)		

切り取り線

御意見の提出先・お問い合わせ先
札幌市 保健福祉局 ウェルネス推進部 施設管理課
住所:〒060-0002 札幌市中央区北2条西1丁目 ORE 札幌ビル7階
TEL:011-211-3518 / ファクス:011-211-3521
電子メール:h-shisetsukanri@city.sapporo.jp